

# **原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書**

## **～平成29年における状況について～**

### **(概況報告と総括)**

平成 30 年 3 月

原子力損害賠償紛争解決センター

## 目次

<b>第1 センターの組織</b> .....	<b>1</b>
1 総括委員会 .....	1
2 事務所体制 .....	2
3 人員体制 .....	3
<b>第2 申立ての動向</b> .....	<b>4</b>
1 申立件数等 .....	4
2 住所地別の申立件数等 .....	7
3 損害項目別の申立件数等 .....	10
4 業種別の申立件数等 .....	11
<b>第3 取扱いの状況</b> .....	<b>12</b>
1 既済件数及び未済件数の動向 .....	12
2 和解成立の損害項目別動向 .....	15
<b>第4 広報等</b> .....	<b>16</b>
1 説明会の開催等 .....	16
2 電話による問合せの状況 .....	17
<b>第5 今後の課題と解決に向けた取組</b> .....	<b>18</b>

原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）の平成 29 年 1 月から 12 月までの 1 年間における活動状況について報告する。

## 第 1 センターの組織

センターは、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）の行う東京電力株式会社<sup>1</sup>福島第一、第二原子力発電所事故（以下「本件事故」という。）による原子力損害の賠償に関して生じた紛争の和解の仲介の手続（以下「和解仲介手続」という。）を実施する組織であり<sup>2</sup>、総括委員会<sup>3</sup>、パネル（仲介委員<sup>4</sup>による単独又は合議体の和解仲介手続の実施主体をいう。以下同じ。）及び同手続の庶務を行う文部科学省研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室<sup>5</sup>（以下「和解仲介室」という。）から構成されている<sup>6</sup>。

### 1 総括委員会

総括委員会は、和解仲介手続を円滑かつ効率的に遂行するために同手続を総括する委員会として、審査会のもとに設置され、平成 29 年 12 月末現在、審査会会長が指名した委員長 1 名及び委員 2 名の計 3 名で構成されている<sup>7</sup>。

平成 29 年 11 月 8 日に浅井 嗣夫 弁護士（元福島県弁護士会会长、初代センター福島事務所長）が総括委員会により総括委員会顧問<sup>8</sup>に指名されたことにより、総括委員会顧問は 4 名となった。

総括委員会が平成 29 年に行った主な活動は次のとおりである。

#### （1）会議の開催

総括委員会の会議は、あらかじめ総括委員長が総括委員会に諮って開催することとされており<sup>9</sup>、平成 29 年 1 月から 12 月までの間に計 11 回（第 108 回会議から第 118 回会議まで）開催された。

#### （2）主な議決事項

平成 29 年は、主に、次の事項について、会議において、又は、持ち回りにより、議決を行った。

<sup>1</sup> 東京電力株式会社は、平成 28 年 4 月 1 日に会社分割によりホールディングカンパニー制に移行し、持株会社「東京電力ホールディングス株式会社」に商号変更。本件事故による原子力損害の賠償に責任を負うのは「東京電力ホールディングス株式会社」となる。以下、商号変更の前後を通じて「東京電力」という。

<sup>2</sup> 「原子力損害賠償紛争審査会の和解の仲介の申立の処理等に関する要領」（平成 23 年 8 月 5 日審査会決定。以下「要領」という。）第 6 条

<sup>3</sup> 要領第 1 条

<sup>4</sup> 原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第 7 条の 2 第 1 項

<sup>5</sup> 要領第 7 条

<sup>6</sup> 原子力損害賠償紛争解決センター組織規程（平成 23 年 8 月 26 日総括委員会決定）第 1 条

<sup>7</sup> 要領第 1 条

<sup>8</sup> 原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会運営規程（平成 28 年 2 月 4 日総括委員会決定。以下「運営規程」という。）第 2 条第 4 項

<sup>9</sup> 運営規程第 3 条第 2 項

- ① 「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～平成 28 年における状況について～（概況報告と総括）」（以下「平成 28 年活動状況報告書」という。）
- ② 総括委員会顧問の指名（浅井 嗣夫 元福島県弁護士会会长、初代センター福島事務所長）を平成 29 年 11 月に総括委員会顧問に指名。）
- ③ 福島事務所いわき支所の移転に係る原子力損害賠償紛争解決センター組織規程（平成 23 年 8 月 26 日総括委員会決定）の改正

## 2 事務所体制

センターは、東京都内に 2 か所（いずれも港区西新橋一丁目）、福島県内に 5 か所の計 7 事務所において業務を行っている。

第一東京事務所で、申立書の受理手続を行っているほか、同事務所及び第二東京事務所で、口頭審理等の和解仲介手続や各種連絡調整など和解仲介手続に伴う事務、文部科学省ホームページにおける和解事例の公表その他のセンターの活動に係る情報提供、フリーダイヤルによる各種問合せへの対応（後記「第 4 2」参照）も実施している。

また、福島事務所（郡山市）並びに同事務所の県北支所（福島市）、会津支所（会津若松市）、いわき支所（いわき市）及び相双支所（南相馬市）の五つの事務所では、福島原発事故被災地に近いという特性を生かして、被害者の方々からの和解仲介の申立方法や申立手続に関する問い合わせに応じているほか、テレビ会議システムを活用した口頭審理手続等を行っている。

さらに、福島事務所と東京事務所とが連携して、福島県内を中心とする各地の住民・事業者の方々を対象とした説明会等への参加、和解事例集（簡易版）の配布等、センターの取組に関する広報の充実にも取り組んでいる（後記「第 4 1」参照）。

平成 29 年は、いわき支所が、それまで入っていたいわき市文化センターの耐震工事が実施されること伴い、12 月 18 日に移転した<sup>10</sup>。

---

<sup>10</sup> いわき支所は、福島県いわき市平字小太郎町 1-6 いわきセンタービル 4 階に移転。

### 3 人員体制

センターを構成する総括委員会、パネル（仲介委員）及び和解仲介室の人員体制の推移は、表1に示すとおりである。

【表1 センターの人員体制の推移】

○平成23年から平成29年までの推移

	平成 23年 12月	平成 24年 12月	平成 25年 12月	平成 26年 12月	平成 27年 12月	平成 28年 12月	平成 29年 12月
総括委員	3	3	3	3	3	3	3
総括委員会顧問	-	-	-	-	-	3	4
仲介委員	128	205	253	283	278	278	276
調査官	28	91	193	192	189	184	181
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	34 (8)	112 (25)	154 (26)	161 (28)	153 (28)	151 (28)	144 (27)
合計	193	411	603	639	623	619	608

○平成29年、月別推移

	平成29年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総括委員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
総括委員会顧問	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4
仲介委員	278	278	278	278	278	278	276	276	276	276	276	276
調査官	184	187	187	185	185	185	184	183	182	181	181	181
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	147 (28)	147 (29)	145 (28)	143 (28)	144 (28)	148 (28)	145 (28)	143 (27)	143 (27)	143 (27)	144 (27)	144 (27)
合計	615	618	616	612	613	617	611	608	607	606	608	608

※各月の月末における人数を示したものである。

※総括委員会顧問：総括委員会からの求めに応じ和解仲介手続及び総括委員会の業務に関する重要な事項について助言を行う審査会の特別委員

仲介委員：総括委員会による指名を受けて和解仲介手続を実施する審査会の特別委員（弁護士）

調査官：仲介委員を補佐する和解仲介室の職員（弁護士又は弁護士有資格者）

和解仲介室職員：調査官以外の和解仲介室の職員であり、裁判所・法務省からの出向者、弁護士及び文部科学省の職員等により構成される。

### 【概要】

平成29年12月末時点で、総括委員3名、総括委員会顧問4名のほか、仲介委員276名（平成28年12月末比2名減）、調査官181名（同3名減）、和解仲介室職員144名（同7名減）の体制となった。

このほか、仲介委員の参考とするため、専門的知見に基づく調査及び評価を行う専門委員4名（建築の専門家2名、不動産鑑定士2名）が発令されている。

## 第2 申立ての動向

### 1 申立件数等

申立件数等の推移は、表2に示すとおりである。

【表2 申立件数等の推移】

○平成23年から平成29年までの推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	全期間合計
期間別申立件数 (累計)	521 -	4,542 (5,063)	4,091 (9,154)	5,217 (14,371)	4,239 (18,610)	2,794 (21,404)	1,811 (23,215)	23,215
申立種別内訳								
法人申立て	102 (19.6%)	1,036 (22.8%)	902 (22.0%)	1,009 (19.3%)	986 (23.3%)	701 (25.1%)	472 (26.1%)	5,208 (22.4%)
個人申立て	419 (80.4%)	3,506 (77.2%)	3,189 (78.0%)	4,208 (80.7%)	3,253 (76.7%)	2,093 (74.9%)	1,339 (73.9%)	18,007 (77.6%)
申立人数 (累計)	1,206 -	12,055 (13,261)	25,914 (39,175)	29,534 (68,709)	23,984 (92,693)	9,508 (102,201)	3,648 (105,849)	105,849
申立ての弁護士代理件数	129 (24.8%)	1,501 (33.0%)	1,351 (33.0%)	2,048 (39.3%)	1,742 (41.1%)	1,227 (43.9%)	735 (40.6%)	8,733 (37.6%)
1件当たりの申立人数	2.3	2.7	6.3	5.7	5.7	3.4	2.0	4.6

○平成29年、月別内訳

	平成29年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
期間別申立件数 (累計)	176 (21,580)	168 (21,748)	250 (21,998)	179 (22,177)	162 (22,339)	159 (22,498)
申立種別内訳						
法人申立て	55 (31.3%)	46 (27.4%)	51 (20.4%)	36 (20.1%)	45 (27.8%)	43 (27.0%)
個人申立て	121 (68.8%)	122 (72.6%)	199 (79.6%)	143 (79.9%)	117 (72.2%)	116 (73.0%)
申立人数 (累計)	363 (102,564)	412 (102,976)	457 (103,433)	359 (103,792)	334 (104,126)	392 (104,518)
申立ての弁護士代理件数	64 (36.4%)	62 (36.9%)	91 (36.4%)	62 (34.6%)	74 (45.7%)	75 (47.2%)
	平成29年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
期間別申立件数 (累計)	131 (22,629)	139 (22,768)	145 (22,913)	115 (23,028)	94 (23,122)	93 (23,215)
申立種別内訳						
法人申立て	38 (29.0%)	40 (28.8%)	38 (26.2%)	26 (22.6%)	27 (28.7%)	27 (29.0%)
個人申立て	93 (71.0%)	99 (71.2%)	107 (73.8%)	89 (77.4%)	67 (71.3%)	66 (71.0%)
申立人数 (累計)	237 (104,755)	273 (105,028)	267 (105,295)	210 (105,505)	146 (105,651)	198 (105,849)
申立ての弁護士代理件数	54 (41.2%)	69 (49.6%)	58 (40.0%)	46 (40.0%)	36 (38.3%)	44 (47.3%)

※ 平成23年は9月～12月合計、平成24年以降は1月～12月合計。

※ 平成26年5月以降は、一部の申立ては「集合立件」（代理人が付されていない本人による集団申立てについて、同じ日に提出された複数の申立書を併せて1件として立件し、各申立書については枝番により管理を行うという立件方式）により計上している。

※ 括弧内のパーセントは、各件数を期間別申立件数で除した数値である。

※ 法人の代表者が同一申立書で、法人と個人のそれぞれの立場で被った損害を列記して申し立てた場合には、法人申立て1件として計上している。

※ (累計)は、平成23年9月以降の累計である。

○平成 26 年から平成 29 年までの初回申立てと複数回申立ての推移（概数）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	
期間別申立て件数	5,217	4,239	2,794	1,811	
内訳	初回申立て 複数回申立て	3,823 (73.3%) 1,394 (26.7%)	2,526 (59.6%) 1,713 (40.4%)	1,341 (48.0%) 1,453 (52.0%)	829 (45.8%) 982 (54.2%)

※ 初回申立て：当該申立ての申立人が当該申立て以前に和解仲介の申立てをしていない場合をいう。

複数回申立て：当該申立ての申立人が当該申立て以前に、別の事件番号での和解仲介の申立てをしている場合をいう。

※ 申立受付時に申立人の氏名・名称と事故時住所・所在地をもって複数回目の申立てと認識できた申立て数を「複数回申立て」として計上しており、厳密な本人確認等を行ったものではないため、「概数」としての統計となる。

○平成 23 年から平成 29 年までの 1 件の申立て人数が 100 以上の申立ての推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	累計
申立て人数100人以上／件の 期間別申立て件数	1	10	11	36	16	14	0	88

※ 1 件（1 事件番号）当たりの申立ての申立て人数が 100 以上の申立てを集計したものであり、申立てとしては同じ「集団」との認識であっても、複数回に分けて申し立てられた場合には、それぞれ別の事件番号が付されることが通例であるため、申立て側の「集団」としての認識とは必ずしも一致しない（申立て人の認識として一つの同じ「集団」でも、申立て人数 100 以上の複数の申立てに分けて申し立てられた場合には、複数の申立てとして重複して集計される、逆に、複数の申立てに細分化して申し立てられた一つ一つの申立てが 100 未満であった場合には集計の対象外となる、「集合立件」を始めるまで、代理人が付かない本人による「集団」申立ては申立てごとに事件番号が付されていたので集計の対象外となる等）。

○普通地方公共団体からの申立ての推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	累計	
普通地方公共 団体からの 期間別申立て件数	都道府県	0	0	0	1	6	3	5	15
	市	0	1	0	14	12	14	7	48
	町	0	0	0	11	3	14	2	30
	村	0	0	0	1	0	2	0	3
	合計	0	1	0	27	21	33	14	96

※ 地方公営企業による申立てを含まない。また、一つの普通地方公共団体において複数の申立てを行っているケ

ースがいくつか存在することから、上記の申立て件数は申立てをした普通地方公共団体の数と一致しない。

## 【概要】

平成 29 年の申立て件数は 1,811 件<sup>11</sup>となり、平成 28 年の件数と比較すると 35.2% 減であった。また、個人による申立て件数と法人による申立て件数の割合は平成 28 年とほぼ同水準であった。月ごとの申立て件数を見ると、平成 29 年前半は、3 月に 250 件であったほか、他の月も 100 件台の後半を推移していたが、同年後半は、7 月から 10 月までは 100 件台前半に、11 月及び 12 月は 100 件を下回るまでに減少した。

<sup>11</sup> なお、平成 26 年 5 月以降、「集合立件」の方式を導入したため、平成 26 年以降の申立ての中には、それ以前であれば複数の件数となっていたところを 1 件にまとめた申立てが含まれている。平成 29 年は集合立件の方式を採用した申立てはなかった。

初回申立てと複数回申立ての推移（概数）を見ると、申立件数は、ともに平成 28 年に比べて減少しているが、初回申立ては全体の 45.8%（平成 28 年の初回申立て件数の 61.8%）、複数回申立ては全体の 54.2%（平成 28 年の複数申立て件数の 67.6%）であり、平成 26 年から平成 29 年にかけての初回申立ての件数及び割合が段階的に減少している傾向が続いている。

申立人数については 3,648 であり、平成 28 年（9,508）と比較すると 61.6% 減であった。毎月の申立人数を見ると、平成 29 年前半は、2 月及び 3 月に 400 を超えたほか、他の月も 300 台を推移していたが、同年後半は 300 を下回り、特に 11 月及び 12 月は 200 を下回った。

平成 29 年における 1 件あたりの申立人数は、センター発足以来最も少ない 2.0 であった。また、平成 29 年は 1 件の申立人数が 100 以上の申立てはなかった。これは、平成 28 年活動状況報告書「第 2 1」等でも指摘したように、本件事故からの時の経過及びその間の復興の加速に向けた各種施策の実施に伴って、それぞれの被害者の方々の置かれている状況にも相当の差異が認められるようになっており、そういう被害者ごとの個別事情を十分に反映させた解決を図るという面において、集団申立てという方式が選択されなかつたためとも考えられる。

弁護士の代理が付された申立ての割合は、平成 26 年以降徐々に増加していたが、平成 29 年は 3.3% 減少し、40.6% となった。個人と法人の申立ての比率は約 3 対 1 であった。

なお、平成 29 年においては、地方自治法上の普通地方公共団体である都道府県及び市町村による申立ては 14 件であり、昨年（33 件）の 4 割程度であった。このうち、都道府県からは 5 件の申立てがあった。

## 2 住所地別の申立件数等

平成 29 年に行われた申立てについて、住所地別の申立件数等は、表 3 に示すとおりである。

【表3 住所地別の申立件数等】

		自治体名	事故時（※1）	比率（※2）	申立時（※1）	比率（※2）
福 島 県	浜通り (いわき市、相馬市、新地町を除く)	南相馬市	441	24.4%	321	17.7%
		双葉郡浪江町	157	8.7%	11	0.6%
		双葉郡富岡町	130	7.2%	11	0.6%
		双葉郡大熊町	81	4.5%	3	0.2%
		双葉郡双葉町	54	3.0%	5	0.3%
		双葉郡楢葉町	28	1.5%	9	0.5%
		相馬郡飯館村	17	0.9%	1	0.1%
		双葉郡葛尾村	12	0.7%	3	0.2%
		双葉郡広野町	10	0.6%	8	0.4%
		双葉郡川内村	7	0.4%	2	0.1%
		小計	937	51.7%	374	20.7%
	浜通り (いわき市、相馬市、新地町に限る)	いわき市	86	4.7%	178	9.8%
		相馬市	25	1.4%	39	2.2%
		相馬郡新地町	3	0.2%	3	0.2%
		小計	114	6.3%	220	12.1%
	県北	福島市	158	8.7%	158	8.7%
		伊達市	22	1.2%	31	1.7%
		二本松市	20	1.1%	30	1.7%
		伊達郡川俣町	19	1.0%	10	0.6%
		本宮市	7	0.4%	6	0.3%
		伊達郡国見町	7	0.4%	6	0.3%
		伊達郡桑折町	5	0.3%	6	0.3%
		安達郡大玉村	3	0.2%	3	0.2%
		小計	241	13.3%	250	13.8%
		郡山市	113	6.2%	122	6.7%
	県中	田村市	22	1.2%	19	1.0%
		須賀川市	16	0.9%	16	0.9%
		田村郡三春町	5	0.3%	10	0.6%
		岩瀬郡鏡石町	4	0.2%	4	0.2%
		田村郡小野町	4	0.2%	2	0.1%
		石川郡石川町	3	0.2%	3	0.2%
		石川郡玉川村	2	0.1%	2	0.1%
		岩瀬郡天栄村	1	0.1%		0.0%
		小計	170	9.4%	178	9.8%
		白河市	5	0.3%	8	0.4%
	県南	西白河郡矢吹町	3	0.2%	4	0.2%
		東白川郡棚倉町	3	0.2%	2	0.1%
		西白河郡泉崎村	2	0.1%	2	0.1%
		西白河郡西郷村	1	0.1%	3	0.2%
		東白川郡塙町	1	0.1%		0.0%
		東白川郡鮫川村		0.0%	1	0.1%
		小計	15	0.8%	20	1.1%

		自治体名	事故時（※1）	比率（※2）	申立時（※1）	比率（※2）
福 島 県	会津	会津若松市	11	0.6%	33	1.8%
		喜多方市	9	0.5%	9	0.5%
		大沼郡会津美里町	4	0.2%	8	0.4%
		南会津郡南会津町	4	0.2%	4	0.2%
		耶麻郡西会津町	2	0.1%	2	0.1%
		南会津郡下郷町	1	0.1%	1	0.1%
		耶麻郡北塙原村	1	0.1%	1	0.1%
		河沼郡柳津町	1	0.1%	1	0.1%
		耶麻郡磐梯町	1	0.1%		0.0%
		耶麻郡猪苗代町		0.0%	1	0.1%
		河沼郡会津坂下町		0.0%	1	0.1%
		小計	34	1.9%	61	3.4%
		福島県内計	1511	83.4%	1103	60.9%

		都道府県名	事故時（※1）	比率（※2）	申立時（※1）	比率（※2）
北海道・東北		宮城県	96	5.3%	139	7.7%
		岩手県	25	1.4%	26	1.4%
		山形県	14	0.8%	52	2.9%
		青森県	12	0.7%	14	0.8%
		秋田県	2	0.1%	8	0.4%
		北海道	1	0.1%	11	0.6%
		小計	150	8.3%	250	13.8%
関東・甲信越		茨城県	44	2.4%	86	4.7%
		東京都	23	1.3%	94	5.2%
		栃木県	21	1.2%	40	2.2%
		千葉県	18	1.0%	40	2.2%
		神奈川県	11	0.6%	40	2.2%
		群馬県	9	0.5%	8	0.4%
		埼玉県	5	0.3%	55	3.0%
		山梨県	2	0.1%	5	0.3%
		長野県	1	0.1%	5	0.3%
		新潟県		0.0%	28	1.5%
		小計	134	7.4%	401	22.1%
北陸・東海		愛知県	3	0.2%	6	0.3%
		静岡県	2	0.1%	7	0.4%
		岐阜県		0.0%	1	0.1%
		小計	5	0.3%	14	0.8%
近畿		大阪府	2	0.1%	11	0.6%
		京都府	1	0.1%	3	0.2%
		三重県	1	0.1%	1	0.1%
		兵庫県		0.0%	3	0.2%
		滋賀県		0.0%	2	0.1%
		小計	4	0.2%	20	1.1%

	都道府県名	事故時（※1）	比率（※2）	申立時（※1）	比率（※2）
中国・四国	島根県	1	0.1%	2	0.1%
	岡山県		0.0%	7	0.4%
	広島県		0.0%	2	0.1%
	山口県		0.0%	1	0.1%
	香川県		0.0%	1	0.1%
	愛媛県		0.0%	1	0.1%
	小計	1	0.1%	14	0.8%
九州・沖縄	福岡県	1	0.1%	2	0.1%
	大分県	1	0.1%	2	0.1%
	佐賀県		0.0%	1	0.1%
	宮崎県		0.0%	1	0.1%
	鹿児島県		0.0%	1	0.1%
	沖縄県		0.0%	1	0.1%
	小計	2	0.1%	8	0.4%
事故時住所なし (事故後に申立会社を設立)		4	0.2%		0.0%
福島県以外の国内計		300	16.6%	707	39.0%
海外	イギリス		0.0%	1	0.1%
	小計		0.0%	1	0.1%
福島県以外計		300	16.6%	708	39.1%
合計		1811	100.0%	1811	100.0%

※1 住所地は、原則として申立人の代表者の住所地を記載した。また、申立時住所は申立書の記載に従っており、当センターが申立時における居住の実態を独自に確認したものではない。

※2 平成29年の全申立件数1,811件に対する比率。

## 【概要】

平成29年に行われた申立てを住所地別に見ると、事故時の住所が福島県以外である被害者からの申立てが296件（平成28年は560件）、また、申立時の住所が福島県以外である被害者からの申立てが707件（平成28年は1,160件）で、事故時の住所が福島県外である被害者による申立件数や申立時の住所が福島県以外である被害者による申立件数の減少が福島県内の被害者と比較して大きい傾向にある。

### 3 損害項目別の申立件数等

平成 29 年の損害項目別の申立件数等は、表 4 に示すとおりである。

【表 4 損害項目別の申立件数等】

申立 総件数	項目内訳									
	避難費用	生命・身 体的損害	精神的 損害	営業 損害	就労不能 損害	検査 費用	財物価値 喪失等	うち不動 産関連	除染費用	
件数 (割合)	1,811	559 (30.9%)	199 (11.0%)	595 (32.9%)	741 (40.9%)	290 (16.0%)	168 (9.3%)	285 (15.7%)	194 (10.7%)	83 (4.6%)
前年比	64.8%	57.9%	76.0%	56.7%	70.2%	61.4%	75.7%	89.1%	95.1%	64.3%

参考) 平成 28 年

件数 (割合)	2,794	965 (34.5%)	262 (9.4%)	1,049 (37.5%)	1,056 (37.8%)	472 (16.9%)	222 (7.9%)	320 (11.5%)	204 (7.3%)	129 (4.6%)
------------	-------	----------------	---------------	------------------	------------------	----------------	---------------	----------------	---------------	---------------

参考) 対平成 28 年減少分

件数 (割合)	△983 (41.3%)	△406 (6.4%)	△63 (46.2%)	△454 (32.0%)	△315 (18.5%)	△182 (5.5%)	△54 (3.6%)	△35 (1.0%)	△10 (4.7%)	
対 H28 年 比減少割合	△35.2%	△42.1%	△24.0%	△43.3%	△29.8%	△38.6%	△24.3%	△10.9%	△4.9%	△35.7%

※ 複数の損害項目を含む申立ては複数の項目に重複計上しているため、「項目内訳」の「(割合)」の合計は 100% を超える。「項目内訳」の「(割合)」は、各損害項目の件数を、「申立総件数」で除した数値である。

### 【概要】

平成 29 年に行われた申立てを損害項目別に見ると、各項目が占める割合は、平成 28 年までと概ね同様の傾向を示している。

各損害項目別の申立件数については、すべての損害項目において平成 28 年より減少しているが、中でも、避難費用及び精神的損害については申立件数の減少割合が平成 28 年の 4 割程度となっている。逆に、財物価値喪失等については、減少割合が 1 割程度に留まっている。

#### 4 業種別の申立件数等

平成 29 年に営業損害の賠償を申し立てた法人及び個人事業主が営む業種は、次のとおりである。

【表 5 業種別の申立件数等】

営業損害 申立件数	業種内訳						
	農林 水産業	製造業 加工業	販売業	建設業	不動産業	医療業	サービス業 等
件数 (割合)	741	145 (19.6%)	158 (21.3%)	251 (33.9%)	19 (2.6%)	53 (7.2%)	18 (2.4%)
前年比	70.2%	86.8%	66.1%	69.1%	65.5%	96.4%	78.3%

参考) 平成 28 年

件数 (割合)	1,056	167 ( 15.8%)	239 ( 22.6%)	363 ( 34.4%)	29 ( 2.7%)	55 ( 5.2%)	23 ( 2.2%)	420 ( 39.8%)
------------	-------	-----------------	-----------------	-----------------	---------------	---------------	---------------	-----------------

参考) 対平成 28 年減少分

件数 (割合)	△315	△22 (7.0%)	△81 (25.7%)	△112 (35.6%)	△10 (3.2%)	△2 (0.6%)	△5 (1.6%)	△129 (41.0%)
対 H28 年 減少割合	△29.8%	△13.2%	△33.9%	△30.9%	△34.5%	△3.6%	△21.7%	△30.7%

※ 「サービス業等」は、サービス業のほかに、農林水産業、製造業・加工業、販売業、建設業、不動産業、医療業に含まれない業種が含まれている。

※ 複数の業種を営んでいる申立人は複数の業種に重複計上されているため、「業種内訳」の「(割合)」の合計は 100% を超える。「業種内訳」の「(割合)」は、各業種の件数を「営業損害申立件数」で除した数値である。

#### 【概要】

平成 29 年の営業損害の申立件数は 741 件であり、平成 28 年よりも約 300 件減少した。業種別に集計した申立件数の全体に占める割合は、平成 28 年までと同様に、農林水産業、製造業・加工業、販売業及びサービス業等の申立件数の割合が多く、建設業、不動産業及び医療業の申立件数の割合が比較的少なかった。

営業損害全体の申立件数が減少する中、申立件数の減少割合が比較的大きい業種は、製造業・加工業（239 件から 158 件へ 33.9% 減）及び販売業（363 件から 251 件へ 30.9% 減）、サービス業等（420 件から 291 件へ 30.7% 減）であり、減少割合が比較的小さい業種は不動産業（55 件から 53 件へ 3.6% 減）及び農林水産業（167 件から 145 件へ 13.2% 減）であった。

### 第3 取扱いの状況

#### 1 既済件数及び未済件数の動向

センターに申立てがあった事案の既済（終了）件数及び既済事由別内訳は、表6のとおりである。

【表6 取扱状況の推移】

○平成23年から平成29年までの推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	全期間合計
期間別申立件数	521	4,542	4,091	5,217	4,239	2,794	1,811	23,215
期間別既済件数	6	1,856	4,667	5,054	4,281	3,403	2,132	21,399
(内訳)								
和解成立	2	1,202	3,926	4,438	3,644	2,755	1,581	17,548
和解打切り	0	272	429	300	274	201	195	1,671
取下げ	4	381	312	316	363	447	356	2,179
却下	0	1	0	0	0	0	0	1
未済件数累計	515	3,201	2,625	2,788	2,746	2,137	1,816	1,816

【参考】

一部和解成立	0	246	987	516	61	175	127	2,112
仮払和解成立	0	80	27	1	0	0	0	108

○平成29年、月別内訳

	平成29年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
期間別申立件数	176	168	250	179	162	159	131	139	145	115	94	93
期間別既済件数	197	207	197	183	189	193	172	173	152	197	143	129
(内訳)												
和解成立	150	155	152	145	136	140	130	129	119	130	100	95
和解打切り	19	17	14	14	16	28	11	19	9	21	16	11
取下げ	28	35	31	24	37	25	31	25	24	46	27	23
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数累計	2,116	2,077	2,130	2,126	2,099	2,065	2,024	1,990	1,983	1,901	1,852	1,816

【参考】

一部和解成立	12	18	13	12	13	10	8	10	5	6	8	12
仮払和解成立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 平成23年は9月～12月合計、平成24年以降は1月～12月合計。

※ 「未済件数累計」は各期間末における未済件数を示したものである。

※ 平成27年1月以降、既済事件の計上方法を、審理の結果が明らかになった日に計上する従来の方法から、手続完了日に計上する方法へと変更している。変更後の方法によれば平成27年に計上すべきもののうち、平成26年に既に計上したものがあるため、平成27年の既済件数がその分少なくなっている。

○平成 26 年から平成 29 年までの和解打切り理由の内訳

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
期間別既済件数	5,054	4,281	3,403	2,132
(既済件数の内訳)				
和解成立	4,438 (87.8%)	3,644 (85.1%)	2,755 (81.0%)	1,581 (74.2%)
取下げ	316 (6.3%)	363 (8.5%)	447 (13.1%)	356 (16.7%)
却下	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
和解打切り	300 (5.9%)	274 (6.4%)	201 (5.9%)	195 (9.1%)
(和解打切り理由の内訳)				
申立人の請求権を認定できない	177 (3.5%)	204 (4.8%)	154 (4.5%)	161 (7.6%)
申立人が和解案を拒否した	15 (0.3%)	13 (0.3%)	22 (0.6%)	11 (0.5%)
被申立人が和解案を拒否した	42 (0.8%)	9 (0.2%)	6 (0.2%)	4 (0.2%)
申立人が資料提出に応じない	27 (0.5%)	5 (0.1%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)
申立人と連絡がとれない	25 (0.5%)	35 (0.8%)	12 (0.4%)	12 (0.6%)
その他	14 (0.3%)	8 (0.2%)	7 (0.2%)	4 (0.2%)

※ 平成 26 年より、和解打切り理由について上記分類にて整理を実施している。

※ 東京電力が和解案の受諾を拒否したために和解打切りとなった件数は、平成 25 年 10 件、平成 26 年 42 件、平成 27 年 9 件、平成 28 年 7 件、平成 29 年 4 件であった。

○平成 26 年から平成 29 年までの初回申立てと複数回申立ての推移（概数）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	合計
期間別申立て件数	5,217	4,239	2,794	1,811	14,061
内訳	初回申立て 複数回申立て	3,823 (73.3%) 1,394 (26.7%)	2,526 (59.6%) 1,713 (40.4%)	1,341 (48.0%) 1,453 (52.0%)	829 (45.8%) 982 (54.2%)
うち既済件数（平成29年末時点）	5,162	4,110	2,365	622	12,259
内訳	初回申立て 複数回申立て	3,771 (73.1%) 1,391 (26.9%)	2,450 (59.6%) 1,660 (40.4%)	1,134 (47.9%) 1,231 (52.1%)	265 (42.6%) 357 (57.4%)
うち未済件数（平成29年末時点）	55	129	429	1,189	1,802
内訳	初回申立て 複数回申立て	52 (94.5%) 3 (5.5%)	76 (58.9%) 53 (41.1%)	207 (48.3%) 222 (51.7%)	564 (47.4%) 625 (52.6%)

○平成 23 年から平成 29 年までの 1 件の申立てが 100 以上の申立ての推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	累計
申立人数100人以上／件の期間別申立て件数	1	10	11	36	16	14	0	88
申立人数100人以上／件の期間別既済件数	0	0	2	15	10	7	6	40
未済件数累計	1	11	20	41	47	54	48	48

※ 1 件（1 事件番号）当たりの申立ての申立人数が 100 以上の申立てを集計したものであり、申立人としては同じ「集団」との認識であっても、複数回に分けて申し立てられた場合には、それぞれ別の事件番号が付されることが通例であるため、申立人側の「集団」としての認識とは必ずしも一致しない（申立人の認識として一つの同じ「集団」でも、申立人数 100 以上の複数の申立てに分けて申し立てられた場合には、複数の申立てとして重複して集計される、逆に、複数の申立てに細分化されて申し立てられたため一つ一つの申立てが 100 未満であった場合には、集計の対象外となる、「集合立件」を始めるまでは、代理人が付かない本人による「集団」申立ては、申立書ごとに事件番号が付されていたので、集計の対象外となる等）。

○普通地方公共団体からの申立ての推移

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	累計
普通地方公共 団体からの 期間別申立件数	都道府県	0	0	0	1	6	3	5	15
	市	0	1	0	14	12	14	7	48
	町	0	0	0	11	3	14	2	30
	村	0	0	0	1	0	2	0	3
	合計	0	1	0	27	21	33	14	96
普通地方公共 団体からの 期間別既済件数	都道府県	0	0	0	0	1	3	4	8
	市	0	0	1	0	13	4	8	26
	町	0	0	0	2	9	2	1	14
	村	0	0	0	0	1	0	0	1
	合計	0	0	1	2	24	9	13	49
未済件数累計		0	1	0	25	22	46	47	47

※ 地方公営企業による申立てを含まない。また、一つの普通地方公共団体において複数の申立てを行っているケースがいくつか存在することから、上記の申立件数は申立てをした普通地方公共団体の数と一致しない。

## 【概要】

平成 29 年の既済件数は 2,132 件<sup>12</sup>であり、同年末における累計既済件数は 21,399 件となつた。

取扱状況全体では、年間 1,811 件の申立てを受け、2,132 件が既済となり、既済件数が申立件数を上回った。平成 28 年と比較すると、申立件数が平成 29 年には全体として 35.2% 減少し、特に平成 29 年後半に減少していることを反映して、既済件数も平成 29 年には全体として 37.4% 減少し、特に平成 29 年後半に減少している。センターで手続中の件数を示す未済件数については、平成 29 年当初の 2,137 件から年末にかけて 1,816 件まで減少した。

平成 29 年の既済件数 2,132 件のうち、和解成立件数は 1,581 件であり、既済件数の 74.2% が和解成立により終了している。平成 25 年から平成 28 年にかけては、既済件数全体のうち和解成立件数の割合が 8 割を超えていたが、平成 29 年は 8 割を下回った。なお、平成 29 年末における累計和解成立件数は 17,548 件であり、累計既済件数 21,399 件のうち 82.0% が和解成立により終了している。

一方、平成 29 年の既済件数全体のうち和解打切りにより終了した事案は 195 件であり、既済件数全体のうちに占める割合は、平成 28 年と比較すると、5.9% から 9.1% に増加しており、また、平成 29 年に和解打切りにより終了した事案を和解打切り理由別にみると、申立人の請求権を認定できないことを理由として和解打切りとなったものが 161 件（和解打切りにより終了した件数全体のうちに占める割合は 82.6%）と大半を占め、この理由により和解打切りとなったものの割合は平成 26 年以降増加傾向にある。これは、個々の事案により事情は多様であるため一概に述べることは難しいが、

<sup>12</sup> 平成 26 年 5 月以降、「集合立件」の方式を導入したため、上記 2,132 件の中にはそれ以前であれば複数の件数となっていたところを 1 件にまとめた申立てが一定数含まれており、また、未済となっている件数の中にもそれ以前であれば既済として処理されていたものが含まれている。比較のため、集合立件を行わなかったと仮定して再集計すると、平成 29 年の既済件数は 2,235 件（概算）となる。

本件事故からの時の経過等に伴い、申し立てられる損害項目と本件事故との因果関係を認定することが難しい案件が増加していることも、その一因になっているのではないかと考えられる。なお、被申立人である東京電力が和解案の受諾を拒否したために和解打切りとなった事案は、平成 29 年は 4 件（累計で 72 件）であり、いずれも東京電力社員又はその家族からの申立てがあったもので、その多くは一部和解が成立した残部が和解打切りの対象となったものであった。

平成 29 年に和解成立により終了した標準的な事案について、手続きの進行に即し、要した平均審理期間は次のとおりであった。まず、申立書の受付から 1 ~ 1.5 か月程度で担当仲介委員及び担当調査官が指名され、その旨が申立人等に通知され、この通知に前後して被申立人である東京電力の答弁書が提出される。続いて、仲介委員による審理・調査等が進められ、仲介委員の指名から平均 7.9 か月で、和解案提示が行われ、その後、和解契約が交わされている。なお、仲介委員等の指名から和解案提示までの期間は、平成 28 年の平均 6.1 か月よりも長くなっているが、これは、平成 28 年活動状況報告書「第 3 1」等でも指摘したとおり、本件事故からの時の経過に伴い申立人ごとの個別事情をより丁寧に踏まえた審理を行い、事案に即した適切な和解案の提示が可能となるような手続きが実施されたことなどによるものと考えられる。

## 2 和解成立の損害項目別動向

平成 29 年にセンターで和解が成立した事案の損害項目別の件数等の内訳は、表 7 のとおりである。

【表 7 損害項目別の和解成立件数等】

和解成立 総件数	項目内訳										
	避難 費用	生命・ 身体的 損害	精神的 損害	うち 増額事例	営業損害	就労不能 損害	検査費用	財物価値 喪失等	うち 不動産 関連	除染 費用	弁護士 費用
件数 (割合)	1,581 (35.8%)	566 (8.3%)	132 (28.4%)	449 (15.5%)	245 (33.8%)	534 (14.8%)	234 (10.3%)	163 (16.9%)	267 (11.6%)	183 (5.6%)	89 (50.3%)
前年比	57.4%	52.4%	57.1%	51.6%	48.2%	61.3%	52.9%	59.7%	66.4%	64.0%	41.8%
											62.5%

参考) 平成 28 年

件数 (割合)	2,755 (39.2%)	1,081 (8.4%)	231 (31.6%)	870 (18.4%)	508 (31.6%)	871 (16.0%)	442 (9.9%)	273 (14.6%)	402 (10.4%)	286 (7.7%)	213 (46.2%)
------------	------------------	-----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	---------------	----------------	----------------	---------------	----------------

### 【概要】

全体の和解成立件数の減少に併せ、各項目の和解成立件数も平成 28 年より減少した。除染費用、精神的損害、避難費用、就労不能損害については減少割合が比較的小さく、財物価値喪失等については減少割合が比較的大きかった。その他の損害項目の割合はおおむね平成 28 年と同じであった。

## 第4 広報等

### 1 説明会の開催等

センターでは、本件事故による被害者にセンターの存在・役割及び和解仲介手続についてより身近に感じていただけるよう、広報活動に取り組んでいる。

平成29年は、福島事務所を核としつつ、東京事務所との連携の下、次のような取組を行った。

#### (1) 説明会への協力

福島県内自治体主催の説明会や福島県商工会連合会経営指導員説明会において、センターの業務や和解仲介手続の概要、申立方法等について説明を行った。

#### (2) センターからのお知らせ等を記載したリーフレット・和解事例集（簡易版）・ポスター・チラシの配布

平成29年12月、いわき支所の移転に伴い地図を差し替える必要があったことを契機として、センターからのお知らせや和解仲介手続の流れ等を掲載したリーフレット、及びセンターのホームページにおいて公表されている和解事例を抜粋し、避難指示区域や損害項目別等で整理した小冊子の見直し・充実を図った。これらについて、避難指示区域等の各市町村の広報紙に同封するなどにより、福島県内の住民や関係団体等に配布した。併せて、センターへの問い合わせ先や福島事務所・支所の場所等を記載したポスターを更新し、福島県内の自治体等に掲載を依頼した。

加えて、平成29年12月、センターの取組についてご存知でない方への周知を念頭に置いたチラシを新たに作成し、県内自治体・関係団体等に加え、全国の避難者支援拠点にも送付した。

各広報媒体の配布部数は表8のとおりである。

【表8 広報媒体の配布部数】

リーフレット	約45,000部
和解事例集（避難指示等対象区域版）	約19,000部
和解事例集（自主避難等対象区域版）	約5,000部
ポスター	約900枚
チラシ	約63,000枚

#### (3) 福島県内外の避難者への広報に係る関係団体との協議

センターの作成した各広報媒体の活用による避難者への和解仲介手続についての周知について、日本弁護士連合会及び福島県弁護士会に要請を行った。

また、センターの行う和解仲介手続について、福島県内外の避難者に広く周知する方策について、日本司法書士連合会及び福島県司法書士会との協議を重ねた。

#### (4) 福島県内の自治体が発行する広報誌への案内記事の掲載

福島事務所いわき支所の移転を契機として、移転日・移転先とともにセンターの業

務内容を周知することを目的として、「ふくしまの今がわかる新聞」（福島県庁発行）や「広報いわき」（いわき市発行）など福島県内の自治体が発行する広報誌にセンターの案内記事を掲載した。

#### （5）新聞広告の掲載

センターの業務内容及びいわき支所の移転日・移転先を周知するため、平成 29 年 12 月に福島地方紙 2 紙に広告を掲載した。

## 2 電話による問合せの状況

問合せ専用のフリーダイヤルへの問合せ件数は、表 9 に示すとおりである。

【表9 問合せ専用ダイヤル受付件数の推移】

○平成 23 年から平成 29 年までの推移

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
受付件数	3,390	12,364	7,162	5,732	3,920	2,388	1,527

※ 平成 23 年は 9 月～12 月合計、平成 24 年以降は 1 月～12 月合計。

○平成 29 年、月別内訳

	平成 29 年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
受付件数	157	193	238	175	99	123	108	85	91	85	64	109

### 【概要】

平成 29 年のコールセンターにおける受付件数は 1,527 件であり、前年から 36.1% 減少した。問合せ内容として最も多かったものがセンター概要や申立手続に関するもので 89.8%（平成 28 年は 88.9%）であった。次いで多かったものが東京電力への不満や問合せに関するもので 18.9%（同 17.7%）、個別事案の相談や賠償の可否に関するもので 17.6%（同 23.5%）であった。中立・公正な立場に立って、和解仲介手続を適切に実施すべきセンターとしては、個別事案の相談や賠償の可否に関する問合せは受け付けていないため、相談先として、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、法テラス、自治体等の連絡先を示して対応している。

コールセンターへの問合せ件数の減少は、申立件数自体が減少していることやセンターが発足して 6 年以上が経過して手続が周知されてきたことによるものとも考えられるが、申立手続の相談だけでなく、センターとして対応することが適当でない個別事案の賠償の可否等に関するものも、年々問合せ件数に占める割合が減少傾向にあるものの、一定の割合を占めており、引き続き適切かつ丁寧な対応が必要である。

## 第5 今後の課題と解決に向けた取組

- 1 平成29年には、本件事故から6年が経過した。本件事故による避難指示は、平成29年においても、3月に飯舘村、川俣町及び浪江町、4月に富岡町において居住制限区域及び避難指示解除準備区域が解除され、これによって、福島の原子力災害被災地域で、双葉町・大熊町を除いた計9市町村において、全ての避難指示解除準備区域、居住制限区域の避難指示が解除されることとなった。また、平成29年4月1日時点での避難指示区域からの避難対象者数は、約2.4万人（避難指示解除準備区域：約260人、居住制限区域：約360人、帰還困難区域：約2.4万人）となっている。<sup>13</sup>
- 2 このような中で、平成29年の申立件数は、前記のとおり1,811件となり、平成28年と比較して35.2%減となった。その要因を詳細に分析することは困難であるが、本件事故からの時間の経過やその間の復興の加速に向けた各種施策の実施等が影響したものと推測される。また、平成28年に引き続き、東京電力のプレスリリースに基づき、本件事故から6年後に避難指示が解除される場合と同等の慰謝料額として平成30年3月分までの慰謝料額の支払を受けた被害者や将来にわたる営業損害として年間逸失利益の2倍相当額の賠償金の支払を受けた被害者にとっては、平成29年中は、通例、既払い金を超える損害自体が未だ発生していないか又は確定していないことも影響しているのではないかと考えられる<sup>14</sup>。もっとも、平成29年に申し立てられた案件をみると、東京電力の営業損害に係るプレスリリース<sup>15</sup>に基づき、平成27年3月又は同年8月以降の将来にわたる営業損害として、年間逸失利益の2年分相当額の賠償金の支払を受けた被害者が、受け取った賠償額を超過する損害が発生したと主張する案件もみられるようになってきており、このような案件数の動向について、引き続き、注視していく必要がある<sup>16</sup>。

申立件数は減少している一方で、本件事故の被害者の中には、これまでにセンターを利用したことのない方も相当数いることが推測され、平成29年に申し立てられた案件をみても、初回申立ての件数は829件であり、その中には、本件事故直後に発生した損害の賠償請求がされたものも認められる。

これまでにセンターが利用されていない要因には、様々な事情が考えられるが、被害者の中には未だ適正な賠償を受けられていない方がいる可能性があることを考慮すると、より多くの被害者の方々に対し、センターが実施している和解仲介手続の目的、機能、果たすべき役割、実績等について十分に理解していただけるよう広報を実施する必要があると考えている。センターでは、これまでにも地方自治体や関係団体が主催する説明会への協力等を行っており、平成29年も、日本弁護士会連合会及び福島県弁護士会に対し広報媒体

<sup>13</sup> 東日本大震災からの復興の状況に関する報告（平成29年11月29日）28頁及び30頁参照

<sup>14</sup> 平成28年活動状況報告書18頁参照

<sup>15</sup> 平成27年6月17日付け東京電力プレスリリース「法人さまおよび個人事業主さまに対する新たな営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」

<sup>16</sup> 平成28年12月26日に発出された東京電力プレスリリース「農林業者さまに対する2017年1月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」に基づく賠償も実施されている。

の活用による和解仲介手続の周知を要請するとともに、日本司法書士会連合会及び福島県司法書士会との間で説明会の開催に係る協議を行ったところであり、引き続き、時機を捉えて、和解仲介手続の目的、機能、果たすべき役割、実績等について周知を図り、より多くの被害者の方々に情報が行き渡るように努めたい。

3 センターに係属する平成 29 年 12 月末時点における未済案件については、最近の初回申立てと複数回申立ての推移（概数）等も踏まえると、本件事故からの時間の経過に伴い、本件事故からある程度時間が経過した時期に係る損害を対象に含む案件の比重が増加していると推測される。本件事故からの時日の経過やこれに伴う状況変化等の中で、申立人が置かれている状況には、より一層の多様化がみられるところであり、この種の案件において適切な和解案を提示するために、申立人ごとの個別事情をより丁寧に踏まえた審理を行うことが必要となっていると考えられる。また、1 件の申立人数が 100 以上である申立て（集団申立て）の未済件数は 48 件であり、引き続き多くの案件が係属している。

担当のパネルは、これらの案件においても、それぞれの裁量において、申立ての内容や当事者の意向を踏まえた和解仲介手続を実施しているところであるが、このような案件の和解仲介手続の進め方については、引き続き、状況に応じた検討や工夫が求められる。

4 平成 29 年には、国や東京電力に対する本件事故を原因とする損害賠償請求訴訟について、3 件の集団訴訟の判決言渡しがされた。これらの判決については、審査会において、現時点では、これらの判決を理由に中間指針の見直しを検討する必要はないとの考えが示されており、センターの和解仲介手続に直ちに影響を与えるものではないが、今後とも、引き続き判決の動向についても注視していきたいと考えている。

また、センターの和解仲介手続と訴訟に関しては、平成 29 年になって、東京電力から、個別の案件において、申立人が申し立てた和解仲介手続と申立人が提起した損害賠償請求訴訟（以下「関連訴訟」という。）がともに係属し、双方の請求ないし訴訟物が重複していることを理由として、関連訴訟の判決が確定するまでの間、和解案の諾否の意見を留保する旨の意見が述べられるようになった。

このような場合におけるパネルの対応としては、まずは、当事者双方に意見を聴きながら、申立ての請求内容と関連訴訟の請求内容（訴訟物）が全部又は一部において重複するかを明らかにさせることを通じ、両者が重複していないといえるのであれば、通常どおり、東京電力に対し、和解仲介手続に応じるように求めることになる。

一方、申立ての請求内容と関連訴訟の請求内容（訴訟物）が重複していないとはいえないであれば、同一の損害につき、申立人により、和解仲介手続と民事訴訟という二つの手続によって賠償請求がされていることを前提にした対応を検討することになる。この場合、パネルは、東京電力には裁判所における民事訴訟の被告として確定判決により請求権の全部又は一部の不存在を確定させる法的利益が生じているとしても、柔軟な手続による適切かつ迅速な賠償の実現を目的とするセンターの和解仲介手続の意義がなくなるわけではなく、和解が成立すれば訴訟において一部弁済の抗弁を提出することも可能であるこ

となどを踏まえて、可能な限りセンターの和解仲介手続における和解成立に向けて説得をしていくことになる<sup>17</sup>。

5 以上のとおり、本件事故からの時間の経過等に伴い、被害者や賠償を巡る状況には新たに様々な変化が生じているところであり、センターとしては、これまでの活動を踏まえた上で、新たな状況の変化にも十分配意しつつ、引き続き、被害者に対する適切な賠償の実現を図るために必要かつ適切な体制及び運営の維持に努め、和解仲介手続による紛争解決を必要とする被害者の期待に応えられるよう尽力していきたい。また、東京電力については、平成29年5月に認定された「新々・総合特別事業計画（第三次計画）」においても、「新・総合特別事業計画」と同様に明記されている「3つの誓い」に従い、センターの実施する和解仲介手続に対し、引き続き真摯な対応が求められる。

---

<sup>17</sup> パネルとしては、その過程において、申立人に対しても、申立ての請求内容と関連訴訟の請求内容（訴訟物）の重複状況の解消を含めた手続選択の在り方に関する意向を聴取することもある。